

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月12日		
条例の題名	三重県母子福祉センター条例		公 布 日	昭和39年3月25日	
条 例 番 号	昭和39年三重県条例第26号		直 近 改 正 日	平成19年7月4日	
所管部局課	健康福祉子ども・家庭同子育て支援課		電 話 番 号	059-224-2271	
条例の概要	母子及び寡婦福祉法第38条の規定に基づき、母子家庭の福祉を増進するために三重県母子福祉センターを設置する。			条例の 類型	財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	母子家庭を取り巻く環境は厳しく、制定当初と同様に福祉を増進する目的は変わらず、妥当性を有している。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい			
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	公の施設は、地方自治法第244条の2の規定により条例で定めることが必要である。		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	母子及び寡婦福祉法第38条 地方自治法第244条の2		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい			
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	条例を廃止した場合、母子福祉センターの設置根拠がなくなる。		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	条例の執行による効果は母子家庭等に限られているが、母子家庭の福祉増進という公益上問題ないと考える。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。			無